

役員報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、学校法人愛知学院(以下「この法人」という。)寄附行為第 61 条第1項に基づき、役員報酬等(以下「報酬」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、役員報酬、役員賞与、役員退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、報酬には、愛知学院給与規程に基づく給与及び学校法人愛知学院教職員退職手当支給規則に基づく退職金は含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員に対しては、次の報酬を支給することができる。

- (1) 理事長、業務執行理事:役員報酬、役員賞与、役員退職慰労金
- (2) その他の常勤の理事:役員報酬、役員退職慰労金
- (3) 常勤の監事:役員報酬
- (4) 非常勤の役員:役員報酬、役員賞与

(報酬の金額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内で、職責、地位、経歴等を考慮の上、業務執行理事会において決定する。

- (1) 役員報酬:別表第1に定める金額。
- (2) 役員賞与:別表第2に定める算式により算出される金額。
- (3) 役員退職慰労金:別表第3に定める算式により算出される金額。
 - 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、学校法人愛知学院非常勤役員の報酬等内規で定める金額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬の支給の時期は、次の各号による区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 役員報酬:毎月1回、その月の25日にこれを支給する。ただし、支給日が休日及び金融機関の休業日に当たるときは、その前日に支給する。
- (2) 役員賞与:毎年6月30日及び12月10日。ただし、支給日が休日及び金融機関の休業日に当たるときは、その前日に支給する。
- (3) 役員退職慰労金:役員が退任又は解任後、学校法人愛知学院教職員退職手当支給規則に定める退職手当に合算して支給する。
 - 2 非常勤の役員に対する報酬は、学校法人愛知学院非常勤役員の報酬等内規に基づき支給する。
 - 3 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。
 - 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める愛知学院国内出張規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、就任した月からの報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その当月分までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬については、日割りによる計算は行わない。

(端数の処理)

第8条 報酬金額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円単位に切り上げて支給する。

(公表)

第9条 この法人は、この基準をもって、私立学校法第151条第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が業務執行理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

この基準は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度定時評議員会の終結の時(令和7年6月17日)から適用する。

別表第1(常勤の役員の役員報酬)

理事長	月額 800,000 円～1,000,000 円の範囲内
業務執行理事(本学職員を兼務しない者) (理事長代理を含む)	月額 400,000 円～600,000 円の範囲内
業務執行理事(本学職員) (理事長代理、愛知学院大学学長、愛知学院大学短期 大学部学長、愛知高等学校校長、愛知中学校校長、法 人本部長)	月額 250,000 円
上記に該当しない業務執行理事(本学職員)	月額 180,000 円
その他の常勤の理事(本学職員)	月額 50,000 円
常勤の監事	月額 700,000 円～900,000 円の範囲内

※愛知学院大学学長、愛知学院大学短期大学部学長、愛知高等学校校長、愛知中学校校長、法人本部長
が業務執行理事ではない場合は、その他の常勤の理事として支給する。

※本務の役職分のみ支給し、兼務役職分は支給しない。

※代行をおいている場合は支給しない。

別表第2(常勤の役員の役員賞与)

算式：役員報酬(月額)×業務執行理事会で決定した支給率

別表第3(常勤の役員の役員退職慰労金)

算式：役員報酬(月額)×(役員勤続年数+理事長の委嘱年数+愛知学院大学学長の委嘱年数+愛知高
等学校校長の委嘱年数)

※1年未満の年数については、切り捨てる。

※本学職員を兼務しない業務執行理事については、退職慰労金は支給しない。

学校法人愛知学院非常勤役員の報酬等内規

(目的)

第1条 この内規は、学校法人愛知学院(以下、「この法人」という。)寄附行為第61条第1項に基づき、非常勤の役員の報酬等に関し必要事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 役員の報酬月額及び役員賞与は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| (1) 曹洞宗推薦理事報酬月額 | 30,000 円(役員賞与 50,000 円) |
| (2) 曹洞宗推薦監事報酬月額 | 30,000 円(役員賞与 50,000 円) |
| (3) 外部有識者理事報酬月額 | 100,000 円(役員賞与なし) |
| (4) 教学監事報酬月額 | 300,000 円～500,000 円(役員賞与なし) |
| (5) その他監事報酬月額 | 100,000 円(役員賞与なし) |

- 2 役員賞与については、6月及び12月に在職している役員に支給する。
- 3 第1項(1)、(2)の者に対し、理事会・評議員会等の本学公務上の会議等に出席(オンライン出席を含む)した場合は、別途通勤手当、日当相当分5,000円及び宿泊費相当分15,000円を支給することができる。
- 4 第1項(3)～(5)の者に対し、別途通勤手当を支給することができる。
- 5 第1項(3)、(5)の者に対し、理事会・評議員会以外の本学公務上の会議等に出席(オンライン出席を含む)した場合は、別途通勤手当及び日当相当分5,000円を支給することができる。
- 6 第1項(4)の者に対する報酬の額は、第1項に定める金額の範囲内で、職責、地位、経歴等を考慮の上、業務執行理事会において決定する。
- 7 第1項(4)の者に対し、理事会・業務執行理事会・評議員会等の本学公務上の会議のほか、常勤監事との打ち合わせ等の業務に出席した場合、別途通勤手当を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員の報酬月額の支給日は原則として翌月15日とする。

- 2 役員賞与については、6月及び12月の支給日に合算して支給する。
- 3 月途中において就任又は退任した場合でも、報酬月額の全額を支給する。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度定時評議員会の終結の時(令和7年6月17日)から適用する。